

令和8年度高島市不動産公売

公 売 広 報

○ 第1回不動産公売

期日：令和8年10月1日（木）

場所：高島市役所新館3階会議室9
高島市新旭町北畑565番地

目 次

公売の概要	1
公売参加の手引	3
記載例	7
1. 入札書	
(1) 「入札書」 (個人用)	8
(2) 「入札書」 (法人用)	9
(3) 「入札書」 (代理人あり)	10
2. 陳述書	
(1) 「陳述書 (個人用)」	11
(2) 「陳述書 (個人用)」 (代理人あり)	12
(3) 「陳述書 (法人用)」	13
(4) 「陳述書 (法人用)」 (代理人あり)	14
(5) 「陳述書 (法人用) 別紙」	15
(6) 「陳述書別紙」 (代理人あり)	16
(7) 「別紙」 (代理人が法人)	17
3. 委任状	
(1) 委任状 (代理人あり)	18
4. 公売保証金関係	
(1) 公売保証金の「返還請求書」	19
(2) 公売保証金の「返還請求書」 (代理人あり)	20
(3) 公売保証金の「返還金領収証書」	21
(4) 公売保証金の「返還金領収証書」 (代理人あり)	22
5. 共同入札する場合	
(1) 「共同入札代表者届出書」	23
(2) 「共同入札書」	24
様式	25
公売場所のご案内	33
公売財産一覧・明細	34

公 売 の 概 要

第 1 回

公売期日	令和 8 年 1 0 月 1 日（木）
公売場所	高島市新旭町北畑 5 6 5 番地 高島市役所新館 3 階会議室 9
公売方法	入札
開場および説明	開場 : 令和 8 年 1 0 月 1 日（木） 1 0 時 0 0 分 公売に係る説明: 令和 8 年 1 0 月 1 日（木） 1 0 時 1 5 分
入札期間	令和 8 年 1 0 月 1 日（木） 1 0 時 3 0 分から 1 0 時 5 0 分まで
公売保証金納付期間	令和 8 年 1 0 月 1 日（木） 1 0 時 3 0 分から 1 0 時 4 5 分まで
開札時刻	令和 8 年 1 0 月 1 日（木） 1 0 時 5 0 分
売却決定日時	令和 8 年 1 0 月 2 2 日（木） 1 1 時 0 0 分 ※売却決定日時までに、最高価申込者等が暴力団員等に該当しない ことの調査結果が明らかにならない場合は、売却決定日時および 買受代金の納付期限が変更されます。
買受代金納付期限	令和 8 年 1 0 月 2 2 日（木） 1 1 時 3 0 分 ※売却決定日時までに、最高価申込者等が暴力団員等に該当しない ことの調査結果が明らかにならない場合は、売却決定日時および 買受代金の納付期限が変更されます。

- 注意事項
1. 公売財産の「見取図」は公簿等により作成しておりますので、現況と異なる場合があります。公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認した上で入札してください。
 2. 掲載されている公売財産については、公売を中止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
 3. 入札開始時間の20分前までに公売場所に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。
 4. 公売参加資格、入札手続等については、3ページ以降の「公売参加の手引」および7ページ以降の「記載例」をご覧ください。
 5. その他詳細については、納税課へお問い合わせください。

- 持参品
1. 印鑑
 - ・認印でも可
 - ・代理人による入札の場合には代理人のもの
 2. 本人確認に関する証明書
 - ・例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート
 - ・代理人による入札の場合には代理人のもの
 - ・法人代表者の場合は、商業登記簿謄本等の代理権限を有することを証する書面
 3. 公売保証金
 4. (営利法人または不動産業者等である個人) 収入印紙(200円)
 5. 7ページに記載の【あらかじめ、公売物件ごとに作成していただく必要があるもの】
 - ※法人の従業員の方が入札する場合、その従業員の方が代理人となるため、7ページ「4. 委任者法人・代理人個人の場合」に該当します。
 6. (代理人により入札される場合) 委任者の発行から3か月以内の印鑑証明書

お問い合わせ先

高島市総務部税務局納税課

高島市新旭町北畑565番地 電話：0740-25-8522

公 売 参 加 の 手 引

公売参加資格	1. 公売保証金(次の「公売保証金」の項目参照)を納付すれば、どなたでも公売に参加することができます。 ただし、公売場所への入札等を制限されている者、滞納者自身および滞納者の意向に基づき入札に参加する者は公売に参加することができません(国税徴収法第92条および第108条)。また、暴力団員等に該当しない旨の陳述書を提出しなければ、入札をすることができません(国税徴収法第99条の2)。 2. 代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状(記載例18ページ、様式31ページ参照)および委任者の印鑑証明書(発行から3か月以内)を提出してください。 3. 共同入札をする場合は、共同入札代表者届出書(記載例23ページ、様式32ページ参照)を提出してください。 4. 農地については、農業委員会から交付を受けた買受適格証明書等の提出又は提示が必要です。
公売保証金	1. 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。なお、公売保証金の金額については「公売財産一覧」の「公売保証金」の欄をご覧ください。 2. 公売保証金は、現金または小切手で納付してください。
入 札	1. 公売財産は、公売公告番号、売却区分により公売します。入札書は、この区分により記載してください。記載事項に誤りがある場合には、訂正せずに新しい入札書に書き直して入札してください。 なお、同一人が重複して2枚以上の入札書を提出した場合には、その入札書はいずれも無効になります。 2. 入札書に記載する住所および氏名は、住民基本台帳に記載されている住所地および氏名を記載してください。法人の場合は、法人登記簿に記載されている本店所在地および商号を記載してください。 3. いったん入札した入札書は、引換え、変更または取消しをすることはできません。 4. 入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を実施することがあります。
開 札	入札書は、入札者の面前で開札します。

最高価申込者の決定	1. 入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。 2. 最高価額による入札者が2人以上ある場合（同額である場合）は、これらの者の間で追加入札を行い、最高価申込者を決定します。 また、追加入札による最高価額も同額であるときには、くじにより最高価申込者を決定します。 なお、追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をしたとき、または、追加入札をすべき者が入札しなかったときは、国税徴収法第108条により公売場所への入場、入札等を制限することがあります。
次順位買受申込者の決定	1. 最高価申込者の入札価額に次ぐ価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限ります。）で入札した者から、次順位による買受けの申込みがあった場合に、その入札者を次順位買受申込者として決定します。 なお、次順位による買受申込者が2人以上ある場合には、くじにより次順位買受申込者を決定します。 2. 次順位買受申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者が買受けの申込みを取り消した場合（「買受申込みの取消し」の項参照）、または、最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合等（「売却決定の取消し等」の項参照）に限り、公売財産を買い受けることができます。
買受申込みの取消し	公売財産の換価について、法律の規定に基づき滞納処分の実行の停止があった場合（地方税法第19条の7等参照）には、最高価申込者および次順位買受申込者は、滞納処分の実行が停止している間は公売財産の買受申込みを取り消すことができます。
売却決定	公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。売却決定日時までに、最高価申込者等が暴力団員等に該当しないことの調査結果が明らかにならない場合は、売却決定日時および買受代金の納付期限が変更されます。 なお、最高価申込者が買受の申込みを取り消した場合等（「次順位買受申込者の決定」の項参照）における次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

売却決定の取消し等	1. 最高価申込者または次順位買受申込者の決定を受けた者について、偽りの名義による買受申込みや、暴力団員等であることが認められるとき、公売の実施を妨げる行為等があった場合等（国税徴収法第108条参照）には、これらの者に対する最高価申込者の決定または次順位買受申込者の決定を取り消します。 2. 売却決定を受けた者が、公売財産の買受代金を納付期限までに納付しない時は、その売却決定を取り消します。 3. 売却決定に基づく買受代金の納付前に公売に係る地方税の完納の事実が証明された場合は、その売却決定を取り消します。
公売保証金の返還	1. 最高価申込者および次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に返還します。 なお、返還を受ける者が営業者（営利法人または不動産業者等である個人）である場合には、公売保証金の返還に係る領収証書に収入印紙（200円）を貼付し消印する必要があります。 2. 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後（次順位買受申込者に対して売却決定をしないことが確定した後）に返還します。 3. 最高価申込者または次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合には、その者の納付した公売保証金はその公売に係る地方団体の徴収金に充当し、なお残余金があるときは、これを滞納者に交付します。 4. 国税徴収法第 108 条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、公売を執行する地方団体に帰属します。
権利移転の時期等	1. 公売財産の取得の時期は、買受代金の全額を納付したときとなります。 2. 公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転します。 したがって、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、紛失等による損害は買受人が負担することになります。 3. 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。 買受人は、買受代金の納付の際に、登録免許税その他の費用を提出してください。 4. 上記にかかわらず、公売財産が農地である等、権利移転に許可または届出が必要な場合は、権利移転および危険負担の移転の時期は、当該許可または届出の受理があったときとなります。

権利移転手続	買受人は、買受代金納付後、所有権移転登記請求書に以下の書類等を添えて提出してください。 1. 売却決定通知書 2. 住民票または商業登記簿謄本もしくは資格証明書 3. 市町村役場発行の固定資産評価証明書 4. 登録免許税相当額の印紙または領収証書 5. 登記関係書類の郵送に要する郵送料
その他	滋賀県暴力団排除条例の規定により、買受人は買い受けた不動産が暴力団事務所等の用に供されることとなることを知りながら、当該不動産の譲渡または貸付けの契約を締結することはできません。 滋賀県暴力団排除条例(抜粋) (不動産の譲渡等をする者が講ずる措置) 第 17 条 何人も、自己が譲渡または貸付け(地上権の設定を含む。)(以下「譲渡等」という。)をしようとする不動産(県内に所在するものに限る。以下同じ。)(が暴力団事務所またはその敷地(以下「暴力団事務所等」という。)の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約を締結してはならない。

記 載 例

※ 「入札書」、「公売保証金返還請求書」、「公売保証金領収証書」、「共同入札書」は、入札の当日に公売物件ごとにお渡しいたします。

※ 個人（代理人なし）が入札する場合は、「陳述書（個人用）」を入札の当日に公売物件ごとにお渡しいたします。

【あらかじめ、公売物件ごとに作成していただく必要があるもの】

1. 法人代表者が入札する場合	「陳述書（法人用）」、「陳述書（法人用）別紙」
2. 委任者個人・代理人個人の場合	「委任状」、委任者の「陳述書（個人用）」、「陳述書別紙」
3. 委任者個人・代理人法人の場合	「委任状」、委任者の「陳述書（個人用）」、「陳述書別紙」、「別紙」
4. 委任者法人・代理人個人の場合	「委任状」、委任者の「陳述書（法人用）」、「陳述書別紙」、「陳述書（法人用）別紙」
5. 委任者法人・代理人法人の場合	「委任状」、委任者の「陳述書（法人用）」、「陳述書別紙」、「陳述書（法人用）別紙」、「別紙」
6. 共同で入札する場合	「共同入札代表者届出書」、共同者全員の「陳述書（個人用）」または「陳述書（法人用）」・「陳述書（法人用）別紙」

1. 入札書

(1)「入札書」(個人用)

入札書														
令和8年〇〇月〇〇日														
高島市長様														
※住民票等の住所・氏名等を記載してください。 ※氏名にはフリガナをつけてください。			入札者 住所(居所)・所在地 フリガナ 氏名・名称			高島市新旭町北畑565番地 タカシマ イチロウ 高島 一郎			※はつきり分かるようにアラビア数字で記載してください。 ※金額の頭部に「¥」または「金」を記入してください。					
			代理人 住所(居所)・所在地 フリガナ 氏名・名称											
公売公告第 〇 に基づき、下記のとおり入札します。														
記														
売却区分	公売財産					入札		価額						
〇	〇〇市〇〇町字〇〇 〇〇番〇〇 宅地 〇〇. 〇〇㎡					億	千	百	十	万	千	百	十	円
						¥	1	2	3	4	0	0	0	
注意事項														
1. 入札書は、売却区分番号ごとにそれぞれ別紙にしてください。 2. 字体は鮮明に、ペンまたはボールペンで書いてください。 3. 一度提出した入札書の引換え、変更または取消はできません。 4. 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい用紙を請求してください。 ※注意事項をよく読んで、十分に理解の上、入札してください。														
次順位による買受けの申込みをしま						※あらかじめ記入しないでください。 ※最高価申込者の決定後、該当者に申込みの催告を行いますので、申込みを希望する方のみ記入してください。								
						住所(居所)・所在地 氏名・名称								
(ここから下は記入しないでください。)														
最高価申込者等の決定決議														
本件入札者を 最高価申込者 次順位買受申込者 として決定する。														
決定年月日					令和 年 月 日									
部長		課長		課長補佐		主幹		課員		担当				

(2)「入札書」(法人用)

入 札 書																															
令和 8 年〇〇月〇〇日																															
高島市長 様 入札者(委任者) ※住民票等の住所・氏名等を記載してください。 ※氏名にはフリガナをつけてください。 住所(居所)・所在地 高島市新旭町北畑 5 6 5 番地 氏名・名称 株式会社 高島 代表取締役 高島 二郎 代理人 住所(居所)・所在地 氏名・名称																															
公売公告第 〇 号に基づき、下記のとおり入札します。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 10%;">売却区分</th><th style="width: 40%;">公 売 財 産</th><th style="width: 10%;">入 札</th><th style="width: 10%;">価 額</th></tr></thead><tbody><tr><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">〇</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">〇〇市〇〇町字〇〇 〇〇番〇〇 宅地 〇〇. 〇〇㎡</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">億 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 1 2 3 4 0 0 0</td><td></td></tr></tbody></table> ※はっきり分かるようにアラビア数字で記載してください。 ※金額の頭部に「¥」または「金」を記入してください。												売却区分	公 売 財 産	入 札	価 額	〇	〇〇市〇〇町字〇〇 〇〇番〇〇 宅地 〇〇. 〇〇㎡	億 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 1 2 3 4 0 0 0													
売却区分	公 売 財 産	入 札	価 額																												
〇	〇〇市〇〇町字〇〇 〇〇番〇〇 宅地 〇〇. 〇〇㎡	億 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 1 2 3 4 0 0 0																													
注意事項 1. 入札書は、売却区分番号ごとにそれぞれ別紙にしてください。 2. 字体は鮮明に、ペンまたはボールペンで書いてください。 3. 一度提出した入札書の引換え、変更または取消はできません。 4. 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい用紙を請求してください。 ※注意事項をよく読んで、十分に理解の上、入札してください。																															
次順位による買受けの申込みをします。 ※あらかじめ記入しないでください。 ※最高価申込者の決定後、該当者に申込みの催告を行いますので、申込みを希望する方のみ記入してください。 住所(居所)・所在地 氏名・名称 (ここから下は記入しないでください。) 最高価申込者等の決定決議 本件入札者を 最高価申込者 次順位買受申込者 として決定する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th colspan="4">決定年月日</th><th colspan="4">令和 年 月 日</th></tr></thead><tbody><tr><td style="width: 12.5%; text-align: center;">部 長</td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%; text-align: center;">課 長</td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%; text-align: center;">課 長 補 佐</td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%; text-align: center;">主 幹</td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%; text-align: center;">課 員</td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%; text-align: center;">担 当</td><td style="width: 12.5%;"></td></tr></tbody></table>												決定年月日				令和 年 月 日				部 長		課 長		課 長 補 佐		主 幹		課 員		担 当	
決定年月日				令和 年 月 日																											
部 長		課 長		課 長 補 佐		主 幹		課 員		担 当																					

※委任状を提出してください。

(3)「入札書」(代理人あり)

入 札 書

令和 8 年 〇 月 〇 〇 日

高島市長 様

※住民票等の住所・氏名等を記載してください。

※氏名にはフリガナをつけてください。

※委任者の印は不要です。

入札者(委任者)

住所(居所)・所在地
フリガナ
氏名・名称

高島市新旭町北畑 5 6 5 番地

カブシキカイシャ タカシマ
株式会社 高島
ダイヒョウトリシマリヤク タカシマ ジロウ
代表取締役 高島 二郎 (印)

代理人(受任者)

住所(居所)・所在地
フリガナ
氏名・名称

大津市京町 4 丁目 1 番 1 号

シガ タロウ
滋賀 太郎 (印)

※代理人の住所・氏名等を記載してください。

公売公告第 〇 号に基づき、下記のとおり入札します。

記

売却区分	公 売 財 産	入 札 価 額							
		億	千	百	十	万	千	百	十 円
〇	〇〇市〇〇町字〇〇 〇〇番〇〇 宅地 〇〇. 〇〇㎡	¥	1	2	3	4	0	0	0

注意事項

1. 入札書は、売却区分番号ごとにそれぞれ別紙にしてください。
2. 字体は鮮明に、ペンまたはボールペンで書いてください。
3. 一度提出した入札書の引換え、変更または取消はできません。
4. 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい用紙を請求してください。

※はっきり分かるようにアラビア数字で記載してください。

※金額の頭部に「¥」または「金」を記入してください。

次順位による買受けの申込みをします。

※注意事項をよく読んで、十分に理解の上、入札してください。

住所(居所)・所在地
氏名・名称

(印)

※あらかじめ記入しないでください。

※最高価申込者の決定後、該当者に申込みの催告を行いますので、申込みを希望する方のみ記入してください。

※代理人名で記入してください。

いってください。)

決定決議

者 として決定する。

令和 年 月 日

部長	課長	課長補佐	主幹	課員	担当
----	----	------	----	----	----

2. 陳述書

(1)「陳述書（個人用）」

陳 述 書 （ 個 人 用 ）					
高島市長 様 ※内容を確認し、□にチェックを入れてください。 ☒ 私は、暴力団員等ではありません。 ※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。 ☒ 私は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。 ※該当する場合は、□にチェックを入れてください。 ☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。 この者は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人ではありません。					
売却区分		○		陳述書作成日	令和 8 年〇〇月〇〇日
入 札 者 （ 買 受 申 込 者 ）	住 所	〒〇〇〇－〇〇〇 高島市新旭町北畑 5 6 5 番地 電話番号〇〇〇（〇〇〇〇） 〇〇〇〇			
	フリガナ	タカシマ イチロウ			
	氏 名	高島 一郎			
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和	〇〇年〇〇月〇〇日	性別	☒ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 本様式は、入札者（買受申込者）が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（売却区分）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられることがあります（国税徴収法第 189 条）。

(2)「陳述書(個人用)」(代理人あり)

陳 述 書 (個 人 用)					
高島市長 様 ※内容を確認し、□にチェックを入れてください。 ☒ 私は、暴力団員等ではありません。 ※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。 ☒ 私は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。 ※該当する場合は、□にチェックを入れてください。 ☒ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。 この者は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人ではありません。					
売却区分		○	陳述書作成日	令和 8 年〇〇月〇〇日	
入 札 者 (買 受 申 込 者)	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇 高島市新旭町北畑 5 6 5 番地 電話番号〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇			
	フリガナ	タカシマ イチロウ			
	氏 名	高島 一郎			
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 〇〇年〇〇月〇〇日		性別	☒ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 1 本様式は、入札者(買受申込者)が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(売却区分)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 3 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 6 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 7 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第 189 条)。

(3)「陳述書(法人用)」

陳 述 書 (法 人 用)			
高島市長 様 ※内容を確認し、□にチェックを入れてください。 ☒ 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。 ☒ 当法人は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。 ※該当する場合は、□にチェックを入れてください。 ☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。 この者は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人ではありません。			
売却区分		○	陳述書作成日 令和 8 年〇〇月〇〇日
入 札 者 (買 受 申 込 者)	法人所在地	〒〇〇〇-〇〇〇 高島市新旭町北畑 5 6 5 番地 電話番号〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	
	フリガナ	カブシキガイシャ タカシマ	
	法人名称	株式会社 高島	
	代表者氏名	高島 二郎	
	役員	陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり	

【注意事項】

- 1 本様式は、入札者(買受申込者)が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(売却区分)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。
- 3 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 4 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 5 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 6 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 7 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 8 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

(4)「陳述書(法人用)」(代理人あり)

陳 述 書 (法 人 用)			
高島市長 様 ※内容を確認し、□にチェックを入れてください。 ☒ 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。 ☒ 当法人は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。 ※該当する場合は、□にチェックを入れてください。 ☒ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。 この者は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人ではありません。			
売却区分		○	陳述書作成日 令和 8 年〇〇月〇〇日
入 札 者 (買 受 申 込 者)	法人所在地	〒〇〇〇-〇〇〇 高島市新旭町北畑 5 6 5 番地 電話番号〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	
	フリガナ	カブシキガイシャ タカシマ	
	法人名称	株式会社 高島	
	代表者氏名	高島 二郎	
	役員	陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり	

【注意事項】

- 1 本様式は、入札者(買受申込者)が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(売却区分)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。
- 3 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 4 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 5 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 6 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 7 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 8 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

(5)「陳述書(法人用)別紙」

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇 高島市新旭町北畑 5 6 5 番地		
	フリガナ	タカシマ ジロウ	役職	代表取締役
	氏名	高島 二郎		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 〇〇年〇月〇日	性別	☒ 男性 ☐ 女性
2	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇 高島市新旭町北畑 5 6 5 番地		
	フリガナ	タカシマ ハナコ	役職	取締役
	氏名	高島 花子		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 〇〇年〇月〇日	性別	☐ 男性 ☒ 女性
3	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇 高島市新旭町北畑 5 6 5 番地		
	フリガナ	オウミ タロウ	役職	会計参与
	氏名	近江 太郎		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 〇〇年〇月〇日	性別	☒ 男性 ☐ 女性
4	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇 高島市新旭町北畑 5 6 5 番地		
	フリガナ	タカシマ サブロウ	役職	監査役
	氏名	高島 三郎		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 〇〇年〇月〇日	性別	☒ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が5人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

(6)「陳述書別紙」(代理人あり)

【陳述書別紙】

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

☒ 個人	住 所	〒〇〇〇－〇〇〇 高島市新旭町北畑 5 6 5 番地		
	フリガナ	シガ タロウ		
	氏名	滋賀 太郎		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和	〇〇年〇月〇日	性別 ☒ 男性 ☐ 女性
☐ 法人	法人所在地	〒 ー		
	フリガナ			
	法人名称			
	役 員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」のとおり		

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。)。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

(7)「別紙」(代理人が法人)

自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇 高島市新旭町北畑 5 6 5 番地		
	フリガナ	タカシマ ジロウ	役職	代表取締役
	氏名	高島 二郎		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 〇〇年〇月〇日	性別	☒ 男性 ☐ 女性
2	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇 高島市新旭町北畑 5 6 5 番地		
	フリガナ	タカシマ ハナコ	役職	取締役
	氏名	高島 花子		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 〇〇年〇月〇日	性別	☐ 男性 ☒ 女性
3	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇 高島市新旭町北畑 5 6 5 番地		
	フリガナ	オウミ タロウ	役職	会計参与
	氏名	近江 太郎		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 〇〇年〇月〇日	性別	☒ 男性 ☐ 女性
4	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇 高島市新旭町北畑 5 6 5 番地		
	フリガナ	タカシマ サブロウ	役職	監査役
	氏名	高島 三郎		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 〇〇年〇月〇日	性別	☒ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が5人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

3. 委任状

(1) 委任状(代理人あり)

令和 8 年 〇〇 月 〇〇 日

委 任 状

高島市長 様

委任者 所在地または住所 高島市新旭町北畑 5 6 5 番地
商号または名称 株式会社 高島
氏名または代表者 代表取締役 高島 二郎 (印)

私は次の者に対し、下記の権限を委任します。

住 所 大津市京町 4 丁目 1 番 1 号
氏 名 滋賀 太郎 (印)

記

1 次の公売財産の入札手続に関する権限

高島市 公売公告第 〇 号 売却区分第 〇〇 号

公売財産 所在 〇〇市〇〇町字〇〇
地番 〇〇番〇
地目 宅地
地積 〇〇、〇〇 m² 他 1 筆

2 上記公売財産の公売保証金の納付および受領に関する権限

ただし、入札期日の翌日以降に口座振込により返還される場合を除く。

3 上記 1 および 2 に付帯する一切の権限

4. 公売保証金関係

(1) 公売保証金の「返還請求書」

公 売 保 証 金 返 還 請 求 書

請 求 金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	1	3	0	0	0	0

上記の金額の返還を請求します。

ただし、令和**8**年〇〇月〇〇日実施の不動産公売に係る公売公告
第 〇 号、売却区分第 〇〇 号の公売保証金の返還金として

令和**8**年**3**月〇〇日

高島市 出納員 〇〇 〇〇

※はつきり分かるようにアラビア数字で記載してください。
※金額の頭部に「¥」または「金」を記入してください。

請 求 人

住所・所在地

高島市新旭町北畑565番地

氏名・名称

高島 一郎



代 理 人

住所・所在地

氏名・名称



(2) 公売保証金の「返還請求書」(代理人あり)

公 売 保 証 金 返 還 請 求 書

請 求 金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	1	2	3	4	0	0	0

上記の金額の返還を請求します。

ただし、令和8年〇〇月〇〇日実施の不動産公売に係る公売公告
第 〇 号、売却区分第 〇〇 号の公売保証金の返還金として

令和8年3月〇〇日

高島市 出納員 〇〇 〇〇

※はっきり分かるようにアラビア数字で記載してください。

※金額の頭部に「¥」または「金」を記入してください。

請 求 人

住所・所在地

高島市新旭町北畑565番地

氏名・名称

株式会社 高島

代表取締役 高島 二郎 ㊟

代 理 人

住所・所在地

大津市京町4丁目1番1号

氏名・名称

滋賀 太郎 ㊟

(3) 公売保証金の「返還金領収証書」

公 売 保 証 金 領 収 証 書											
										収入印紙 200円	
請 求 金 額			億	千	百	十	万	千	百	十	円
					¥	1	3	0	0	0	0

上記の金額を領収しました。

※はっきり分かるようにアラビア数字で記載してください。
※金額の頭部に「¥」または「金」を記入してください。

ただし、令和8年〇〇月〇〇日実施の不動産公売に係る公売公告
第 〇 号、売却区分第 〇〇 号の公売保証金の返還金として

令和8年〇〇月〇〇日

高島市 出納員 〇〇 〇〇

受 取 人

住所・所在地

氏名・名称

高島市新旭町北畑565番地

高島 一郎 

代 理 人

住所・所在地

氏名・名称



(4) 公売保証金の「返還金領収証書」(代理人あり)

公 売 保 証 金 領 収 証 書											
収入印紙 200円											
請 求 金 額			億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	1	2	0	0	0	0	
上記の金額を領収しました。					※はっきり分かるようにアラビア数字で記載してください。 ※金額の頭部に「¥」または「金」を記入してください。						
ただし、令和8年〇〇月〇〇日実施の不動産											
第 〇 号、売却区分第 〇〇 号の公売保証金の返還金として											
令和8年〇〇月〇〇日											
高島市 出納員 〇〇 〇〇											
受 取 人											
住所・所在地				高島市新旭町北畑565番地							
氏名・名称				株式会社 高島							
				代表取締役 高島 二郎 							
代 理 人											
住所・所在地				大津市京町4丁目1番1号							
氏名・名称				滋賀 太郎 							

5. 共同入札する場合

(1) 共同入札代表者届出書

共同入札代表者届出書

令和 8 年〇〇月〇〇日実施の不動産公売に係る

公売公告第 〇 号、売却区分第 〇〇 号の入札にあたり、

住所 高島市新旭町北畑 5 6 5 番地

氏名 高島 一郎

を共同入札代表者に定めましたので届け出ます。

令和 8 年〇〇月〇〇日

高島市長 様

共同入札者

住 所	氏 名	持分	印鑑	電話番号	備 考
高島市新旭町北畑 5 6 5 番地	高島 一郎	1/2	印		共同入札 代表者
大津市京町 4 丁目 1 番 1 号	滋賀 太郎	1/2	印		

(2) 共同入札書

共 同 入 札 書

高島市長 様

公売公告第 ○ 号

売却区分第 ○○ 号

住 所	氏 名	持分	備 考
高島市新旭町北畑 5 6 5 番地	高島 一郎	1/2	代表者 住所 高島市新旭町北畑 5 6 5 氏名 高島 一郎
大津市京町 4 丁目 1 番 1 号	滋賀 太郎	1/2	

備考欄には代表者の住所・氏名を記入してください。

様 式

※ 「入札書」、「公売保証金返還請求書」、「公売保証金領収証書」、「共同入札書」は、入札の当日に公売物件ごとにお渡しいたします。

※ 個人（代理人なし）が入札する場合は、「陳述書（個人用）」を入札の当日に公売物件ごとにお渡しいたします。

【あらかじめ、公売物件ごとに作成していただく必要があるもの】

1. 法人代表者が入札する場合	「陳述書（法人用）」、「陳述書（法人用）別紙」
2. 委任者個人・代理人個人の場合	「委任状」、委任者の「陳述書（個人用）」、「陳述書別紙」
3. 委任者個人・代理人法人の場合	「委任状」、委任者の「陳述書（個人用）」、「陳述書別紙」、「別紙」
4. 委任者法人・代理人個人の場合	「委任状」、委任者の「陳述書（法人用）」、「陳述書別紙」、「陳述書（法人用）別紙」
5. 委任者法人・代理人法人の場合	「委任状」、委任者の「陳述書（法人用）」、「陳述書別紙」、「陳述書（法人用）別紙」、「別紙」
6. 共同で入札する場合	「共同入札代表者届出書」、共同者全員の「陳述書（個人用）」または「陳述書（法人用）」・「陳述書（法人用）別紙」

(様式)

陳 述 書 (個 人 用)

高島市長 様

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☐ 私は、暴力団員等ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☐ 私は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。

この者は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人ではありません。

売却区分			陳述書作成日	令和	年	月	日
入 札 者 (買受申込者)	住 所	〒 一					
	フリガナ	電話番号 ()					
	氏 名						
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性			

【注意事項】

- 1 本様式は、入札者(買受申込者)が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(売却区分)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 3 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 6 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 7 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

(様式)

陳 述 書 (法 人 用)

高島市長 様

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☐ 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☐ 当法人は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。

この者は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人ではありません。

売却区分			陳述書作成日	令和 年 月 日
入札者 (買受申込者)	法人所在地	〒 一 電話番号 ()		
	フリガナ			
	法人名称			
	代表者氏名			
	役員	陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり		

【注意事項】

- 1 本様式は、入札者(買受申込者)が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(売却区分)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。
- 3 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 4 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 5 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 6 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 7 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 8 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

(様式)

「陳述書(法人用)別紙」

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 ー			
	フリガナ			役職	
	氏名				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
2	住 所	〒 ー			
	フリガナ			役職	
	氏名				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
3	住 所	〒 ー			
	フリガナ			役職	
	氏名				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
4	住 所	〒 ー			
	フリガナ			役職	
	氏名				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性	

【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が5人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

(様式)

【陳述書別紙】

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

□個人	住 所	〒 —			
	フリガナ				
	氏名				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
□法人	法人所在地	〒 —			
	フリガナ				
	法人名称				
	役 員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」のとおり			

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です（複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。）。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」および「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 4 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 5 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。

(様式)

自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 ー			
	フリガナ			役職	
	氏名				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
2	住 所	〒 ー			
	フリガナ			役職	
	氏名				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
3	住 所	〒 ー			
	フリガナ			役職	
	氏名				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
4	住 所	〒 ー			
	フリガナ			役職	
	氏名				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性	

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が5人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

(様式)

令和 年 月 日

委任状

高島市長 様

委任者 所在地または住所
商号または名称
氏名または代表者

㊞

私は次の者に対し、下記の権限を委任します。

住 所
氏 名

㊞

記

1 次の公売財産の入札手続に関する権限

公売公告第 号 売却区分第 号
公売財産 所在
地番
地目
地積 m²

2 上記公売財産の公売保証金の納付および受領に関する権限

ただし、入札期日の翌日以降に口座振込により返還される場合を除く。

3 上記1および2に付帯する一切の権限

(様式)

共同入札代表者届出書

令和 年 月 日実施の不動産公売に係る

公売公告第 号、売却区分第 号の入札にあたり、

住所

氏名

を共同入札代表者に定めましたので届け出ます。

令和 年 月 日

高島市長 様

共同入札者

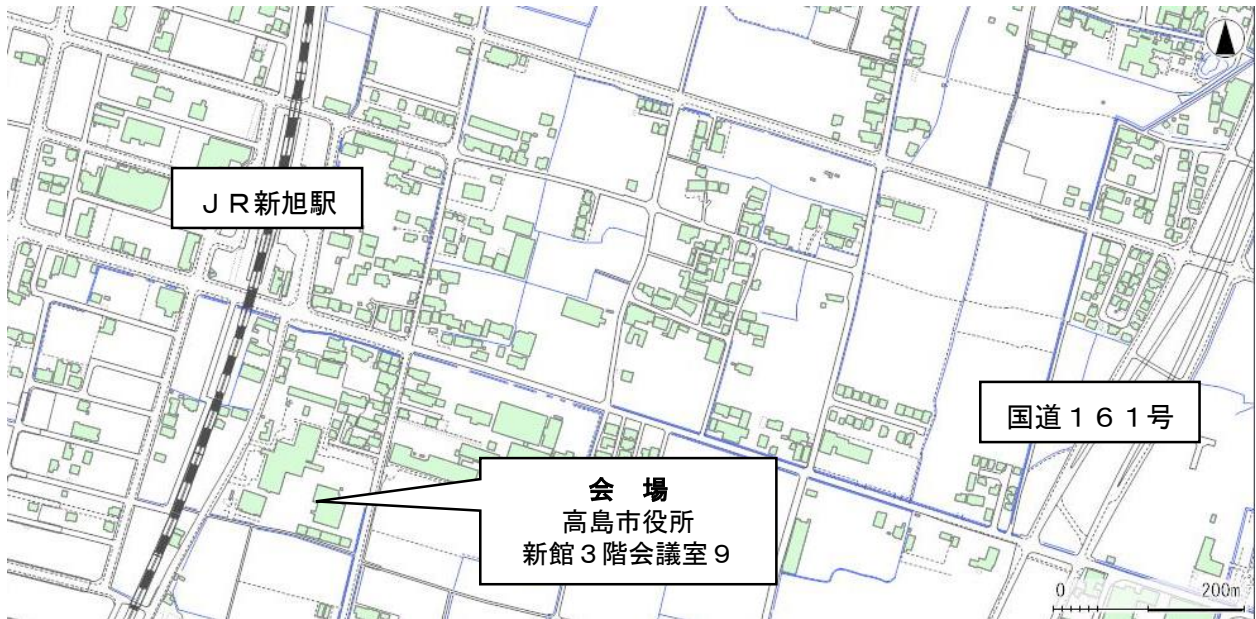
住 所	氏 名	持分	印鑑	電話番号	備 考
					共同入札 代表者

令和8年度高島市不動産公売

第1回不動産公売場所のご案内

場所：高島市役所新館3階会議室9

(高島市新旭町北畑565番地)



▼ 交通機関

- ・ JR新旭駅より徒歩 約2分

▼ 自家用車等

- ・ 名神京都東インターチェンジから国道161号線 約60分
- ・ 北陸自動車道木之本インターチェンジから国道303号線・国道161号線 約40分
- ・ 北陸自動車道敦賀インターチェンジから国道161号線 約45分

公売財産一覽・明細

公 売 財 産 一 覧

高島市

公売 公告 番号	売却 区分	見積価額	公売財産	
		公売保証金	種類	所在地等
8 - 1	1	円 1,810,000	土地	滋賀県高島市今津町浜分字南甫 5 4 0 番 1 2 宅地 1 7 0 . 0 5 m ²
		円 181,000		

高島市

売却区分 1

公 売 財 産 の 概 要	公売財産は、J R湖西線近江今津駅の北方へ道路距離約2.8kmに位置する。 南側に幅員約4.6mの舗装公道（法定外道路）に接面する規模（登記上）170.05㎡の宅地である。 公売財産を含む近隣地域は、幹線道路に近接する一般住宅と別荘地が混在し空地等が見られる住宅地域である。
法 利 的 用 規 状 制 況 等	主な公法上の規制等 都市計画区分：非線引都市計画区域 用途地域：指定なし 指定建ぺい率：70％ 指定容積率：200％ その他の規制：宅地造成等規制区域 景観法：市内全域（景観形成推進区域を除く） 周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれない。
公 そ 売 の 条 他 件	1 面積は公簿表示によるものです。 2 境界確認は買受人と隣接地所有者との間で協議してください。 3 公売財産は現況渡しです。 4 高島市は公売財産の引渡義務および瑕疵担保責任を負いません。

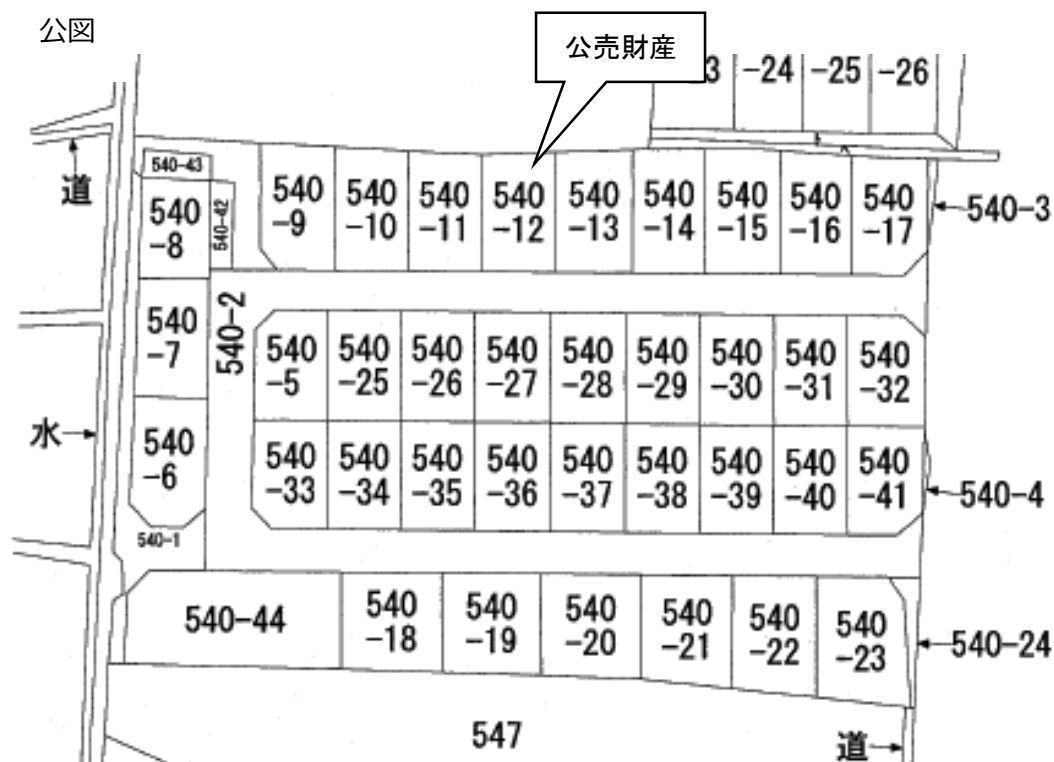
所 在 図



公園

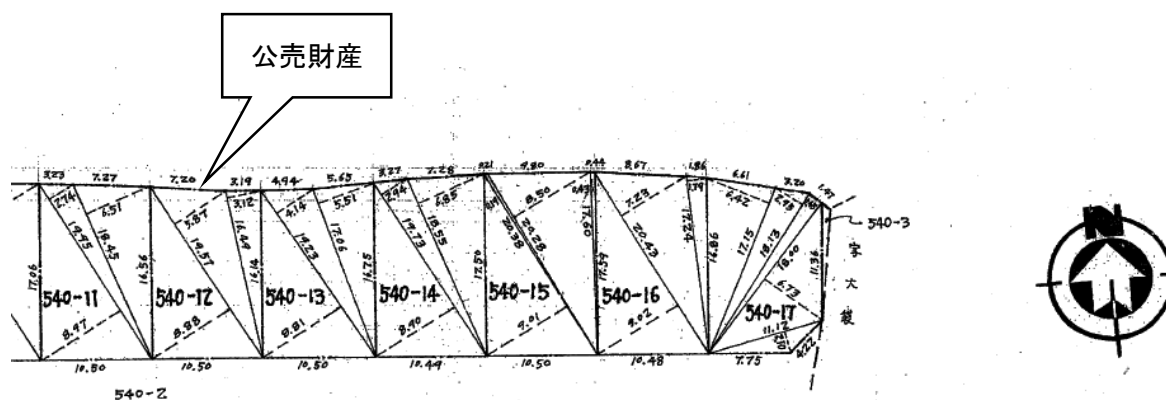


公園

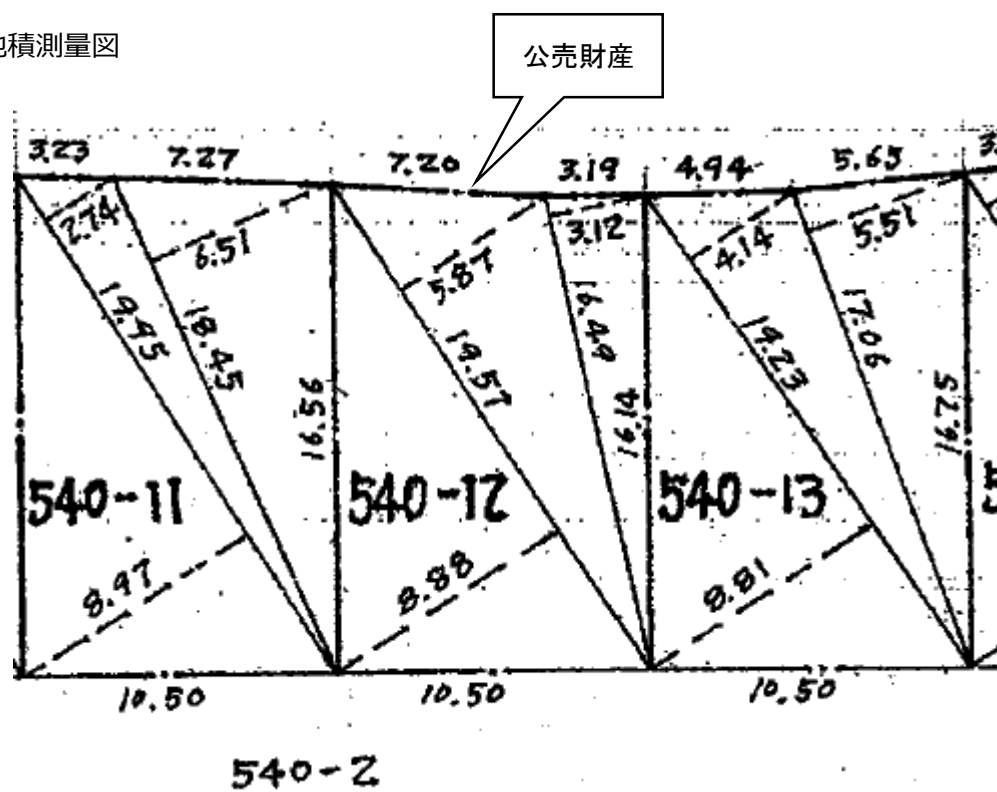


見 取 図

地積測量図



地積測量図



高島市

売却区分 1

不動産現況写真

